

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例

平成二十年十二月二十二日

岡山県条例第四十三号

改正 平成二三年三月一六日条例第八号

平成二四年三月二三日条例第七号

平成二五年三月二二日条例第一三号

平成二七年三月二〇日条例第一一号

平成二七年七月一〇日条例第四八号

平成二八年三月二二日条例第一〇号

平成三〇年一二月二五日条例第六五号

令和四年五月一七日条例第三三号

〔住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例〕をここに公布する。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例

(平二三条例八・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二三条例八・平二七条例四八・一部改正)

(県の責務)

第二条 県は、本人確認情報の提供、利用及び保護に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(平二三条例八・一部改正)

(本人確認情報の利用に係る事務)

第三条 法第三十条の十五第一項第二号の条例で定める事務は、別表第一に掲げる事務及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年岡山県条例第四十九号。次条において「個人番号利用条例」という。）別表第一の下欄に掲げる事務（知事が処理するものに限る。）とする。

(平二三条例八・追加、平二四条例七・旧第五条繰上、平二五条例一三・平二七条例四八・平三〇条例六五・一部改正)

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)

第四条 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）は、別表第二の上欄に掲げる執行機関及び個人番号利用条例別表第一の上欄に掲げる執行機関（知事を除く。）とする。

- 2 法第三十条の十五第二項第二号の条例で定める事務は、別表第二の上欄に掲げる執行機関が処理する同表の下欄に掲げる事務及び個人番号利用条例別表第一の上欄に掲げる執行機関（知事を除く。）が処理する同表の下欄に掲げる事務とする。

（平二五条例一三・全改、平二七条例四八・平二八条例一〇・平三〇条例六五・一部改正）

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供の方法）

第五条 知事が行う法第三十条の十五第二項第二号の規定による法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報（次条において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信する方法により行うものとする。

（平二三条例八・追加、平二四条例七・旧第七条繰上・一部改正、平二七条例四八・平二八条例一〇・一部改正）

（提供及び利用の状況の公表）

第六条 知事は、毎年度、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の提供及び利用の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（平二三条例八・旧第五条繰下・一部改正、平二四条例七・旧第八条繰上、平二七条例四八・一部改正）

（規則への委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平二三条例八・旧第六条繰下、平二四条例七・旧第九条繰上）

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年条例第八号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第一三号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第一一号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第四八号）

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則（平成二八年条例第一〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第六五号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例別表第一第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年条例第三三号）

この条例は、令和四年六月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

（平二三条例八・追加、平二四条例七・一部改正、平二五条例一三・旧別表・一部改正、平二七条例一一・平二八条例一〇・平三〇条例六五・令四条例三三・一部改正）

- 一 岡山県吏員恩給条例（昭和二十五年岡山県条例第四十五号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）に基づく同法第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第二十二條第一項、第三十八條第一項から第四項まで、第四十六條第一項、第五十六條第一項若しくは第二項若しくは第五十八條の十二第一項の規定による指示、同法第八条第一項、第十五條第一項若しくは第三項、第二十三條第一項、第三十九條第一項から第三項まで若しくは第五項、第四十七條第一項、第五十七條第一項若しくは第三項、第五十八條の十三第一項若しくは第六十六條第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令、同法第六十條第二項に規定する調査又は同法第六十六條第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告等の命令若しくは立入検査に関する事務であって規則で定めるもの
- 三 岡山県長期投資準備基金条例等を廃止する等の条例（平成二十一年岡山県条例第六十六号）第一条第五号の規定による廃止前の岡山県生業・修学資金貸付基金条例（昭和三十九年岡山県条例第三十七号）第一条の低所得者生業資金及び低所得者修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 四 就業に役立つ知識及び技能の習得又は公的資格取得のための資金であって規則で定めるものの貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 五 岡山県看護学生奨学資金貸与規則（昭和四十一年岡山県規則第二十三号）に基づく看護学生奨学資金の貸与に係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 六 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当の返還に係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 七 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に基づく資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 八 岡山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年岡山県条例第二十一号）に基づく同条例第二十一条第一項から第四項までの規定による届出又は同条第五項の調査に関する事務であって規

則で定めるもの

九 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）に基づく同法第三十二条の登録又は同法第三十二条の七第一項の規定による変更の届出に関する事務であって規則で定めるもの

十 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）に基づく同法第三条の登録又は同法第九条第一項の規定による変更の届出に関する事務であって規則で定めるもの

十一 岡山県屋外広告物条例（昭和四十一年岡山県条例第二十九号）に基づく同条例第二十一条の二第一項若しくは第三項の登録又は同条例第二十一条の六第一項の規定による変更の届出に関する事務であって規則で定めるもの

十二 岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく同条例第十五条第一項の家賃又は同条例第六十一条第一項の駐車場の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

（平二五条例一三・追加、平二七条例一一・一部改正）

| 知事以外の執行機関 | 事務 |
|-----------|---|
| 一 教育委員会 | <p>勉学への意欲がありながら、経済的理由により学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校及び高等専門学校での修学が困難な者に対する修学に必要な資金の貸与に係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>学校教育法に基づく高等学校若しくは高等専門学校若しくは大学（短期大学を含む。）に経済的な理由により進学後修学が困難な者に対する修学に必要な資金又は入学時における通学用品等の購入に必要な資金であって規則で定めるものの貸与に係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> |
| 二 公安委員会 | <p>道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づく同法第五十一条の四第四項の規定による放置違反金の納付命令、同条第六項の規定による弁明の機会の付与、同条第十三項の規定による督促又は同条第十四項の規定による放置違反金等の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> |